

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

_____（以下「甲」という。）と日置市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「乙」という。）は、甲が介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスを利用するに当たり、乙が事前に行った指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書に基づく説明の結果、これに同意したので、次の内容により介護予防サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメントに係る契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法（平成9年法律第123号）関係法令及びこの契約書に従い、甲がその居宅において、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（契約の期間）

第2条 介護予防支援の契約期間は、契約締結の日から甲の要支援認定有効期間が満了する日までとする。ただし、甲が再び要支援の認定を受けた場合は、当該要支援認定有効期間の初めの日を本契約締結の日と読み替えて契約を継続するものとする。以後も同様に扱うものとする。

2 介護予防ケアマネジメントの契約は、第5条第1項に該当する日までとする。

（サービスの内容）

第3条 乙が提供するサービス内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメントの継続的な管理及び評価
- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (4) その他介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスに関し、必要と認める便宜の提供

（サービス担当者）

第4条 乙は、前条に規定する業務を行わせる者として、乙の職員又は乙が委託契約を締結した指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「担当者」という。）を選任する。

2 担当者は、常にネーム等を着用又は携行し、甲及び甲の家族との信頼関係の構築に努めなければならない。

（契約の終了）

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を終了するものとする。

- (1) 甲が要支援の認定又は介護予防・生活支援サービス事業対象者でなくなったとき。
- (2) 甲が日置市の被保険者資格を喪失したとき。
- (3) 甲が認知症高齢者グループホーム等の介護保険関係の施設へ入所したとき。
- (4) 甲から介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスの利用を取りやめたい旨の申出があったとき。
- (5) 甲の故意又は過失により重大な事情を生じさせ、乙が本契約を継続することが

難しいと認めるとき。

（損害賠償責任）

第6条 乙は、サービスの提供に伴い、乙の責めに帰すべく事由により、甲の身体及び財産に損害を与えた場合は、その責任の範囲において、甲に対して損害を賠償する。ただし、損害の発生状況において、甲の故意又は過失が認められる場合は、甲の置かれた心身の状況をしんしゃくし、乙の損害賠償責任を減じることができる。

（秘密の保持）

第7条 乙は、正当な理由がない限り、甲に対するサービス提供に当たって知り得た情報に係る秘密を保持しなければならない。契約終了後においても同様とする。

（記録の整備及び閲覧等）

第8条 乙は、本契約に基づくサービス提供内容に関する記録を行い、この記録を本契約終了の日以後5年間保存するものとする。

2 甲は、乙に対し、前項に規定する記録に係る閲覧又は複写物の交付を請求することができる。

（利用料金）

第9条 第3条に規定する乙のサービス提供に係る利用料金は、介護保険から相当の給付を受ける場合は、甲の自己負担は生じない。ただし、甲の介護保険料滞納等の事由により、介護保険から相当の給付を受けられない場合は、指定介護予防支援重要事項説明書に定めるサービス利用料金を甲は乙に支払うものとする。

2 乙は、通常の事業実施地域以外の地区等に訪問し、サービス提供を行った場合は、交通費の実費相当額を甲に対して請求することができるものとする。

（個人情報の使用）

第10条 乙は、第3条のサービスを提供する上で必要に応じ、甲又は甲の家族の個人情報を使用できるものとする。

（契約外の条項）

第11条 本契約に定めのない事項については、介護保険関係法令を遵守し、甲・乙協議の上、定めるものとする。

年 月 日

「甲」 利用者 住所

氏名

印

（署名代行者）

住所

氏名

印

利用者との関係（ ）

「乙」 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市地域包括支援センター

日置市長 永山由高

印

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明者）

氏名

印